

「新・生物多様性国家戦略骨子（事務局案）の説明資料」について、次のとおりコメント（私見）を提出します。

1．第1部・第1節「生物多様性の危機の構造」の第3の危機の内容から「遺伝子組み換え生物」を削除すべきと考えます。

理由：1973年に「遺伝子組み換え技術」が開発された時以来、科学者の先導による自主規制により、遺伝子組み換え生物に関する安全性は確保されております。また、顕在的に生態系を攪乱した事実はないと考えます。国家戦略の中に、あたかもそのような事実があるかのような印象を与える表現をすることは、不必要な混乱を招き、国益に反する結果をもたらすと考えます。

2．第3部・第3節の6「生物資源の持続可能な利用」に以下の文を追加すべきと考えます。

「外国の遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公平な配分に関する国際的なルールや制度作りに貢献し、生物資源の持続可能な利用を推進する。」

3．一般的なコメント

ご高承のとうり、生物多様性条約の目的（第1条）は 保全、 持続可能な利用、利用から生ずる利益の公平な配分、です。今般の「戦略の骨子案」はあまりにも に偏りすぎています。 と を強化していただきたく思います。例えば、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する国の基本戦略の策定作業の進め方を明記していただきたいと思ひます。

以上、よろしくご検討のほどお願い申し上げます。

平成13年12月19日

炭田精造（（財）バイオインダストリー協会）